

## 公立病院改革プランの概要

団 体 名		南伊勢町					
プ ラ ン の 名 称		町立南伊勢病院改革プラン					
策 定 日		平成 21年		3月		31日	
対 象 期 間		平成 21年度		～		平成 25年度	
病 院 の 現 状	病 院 名	町立南伊勢病院					
	所 在 地	三重県度会郡南伊勢町五ヶ所浦2969番地					
	病 床 数	76床(一般病床33床、医療療養型病床43床)					
	診 療 科 目	内科・外科・整形外科・神経内科・皮膚科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		<p>当町唯一の病院として、南伊勢町の入院医療、救急医療等の提供行なっていきます。伊勢志摩地域の基幹病院を中心にプライマリケアの概念のもと、急性期医療、慢性期医療を担っていきます。</p> <p>町民の疾病予防、健康増進に寄与するため、各健診業務等を積極的に推進し、町民の健康維持のバックアップに勤めます。</p>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		<p>病院の建設改良に要する経費1/2 病院事業債元利償還金の2/3ないし1/2 救急医療の確保に要する経費(特交相当額) 附属診療所の運営に要する経費 不採算地区病院の運営に要する経費(特交相当額) 研究、経営研修費に要する経費1/2 リハビリに要する経費 共済追加費用 基礎年金拠出金 児童手当 病院事業債利息償還金の2/3ないし1/2</p>					
経 営 効 率 化 に 係 る 計 画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	89.7%	96.7%	97.8%	98.9%	100.0%	
	職員給与費比率	74.8%	83.0%	77.5%	76.9%	75.6%	
	病床利用率	71.1%	68.4%	72.4%	80.0%	80.0%	
	許可病床数	76	76	76	66(予定)	66(予定)	22年度許可病床数減予定
	(一般病床)	33	33	33	26(予定)	26(予定)	
	(療養病床)	43	43	43	40(予定)	40(予定)	
上記目標数値設定の考え方		<p>経常収支比率は、不採算部門への負担を確約。(医師確保の状況から一次救急部門の不採算を解消することは困難。)</p> <p>職員給与の給与費については、年齢層の問題があり、地方公務員法による給与対応であるため、削減は難しい。ただ、常勤医師の確保によっては、臨時医師数の減少等改善の見込みあり。</p> <p>病床利用率は患者の動向もあるが、わが町の医療・福祉の現状(高齢者率等)からは、単に病床数を削減することは如何なもか、ただ、現状の職員の雇用状況(不足)からは、満床病床には出来ない状況でもあり、削減の方向を検討していく。</p> <p>(経常黒字化の目標年度: 23年度)</p>					

				団体名 (病院名)	町立南伊勢病院		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
救急車による年間患者数		189	186	185	190	190	
休日・夜間等時間外患者数		1,145	1,155	1,200	1,205	1,210	
勤労者外来患者数		1,047	1,050	1,052	1,055	1,058	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期						
	民間的経営手法の導入	給食業務の委託導入済み。 外来投薬院外処方済み。 臨時、パート職員の適時採用。					
	事業規模・形態の見直し	現在許可病床数、76床(一般病棟33床救急3床含、療養病床43床)。 22年度において、66床(一般病棟26床救急3床含、療養病床40床)へと縮小を検討。					
	経費削減・抑制対策	経費の削減に関しては、20年4月より職員の意識改革をはじめ、いくつかの課題に取り組んでいる。(時間外勤務の抑制、職員の時間差出勤、委託内容の見直し、他部門への応援、備品等の購入見直し等) 常勤医師不足のため非常勤医師に頼らざる得ない現状は、患者数制限、給与費の高騰等の不具合を生じています。この悪準看を解消するには三重大学及び三重県からの医師派遣を強くお願いしていく。					
	収入増加・確保対策	平均在院日数の短縮(特に療養病床)。 福祉医療相談室を中心に他の医療機関、施設等との連携強化し、病床利用率の向上を目指します。 効率的なベッドコントロールの徹底により病床利用率と収益力の見直しをおこなう。 在宅訪問看護、リハビリ、薬剤指導の強化。 薬剤管理指導の強化。					
その他	診療情報の提供、インフォームドコンセント、接遇の向上について職員研修の実施。 院内会議において経営状況等報告し、職員全員による経営改善、効率化に関する検討。 住民のニーズに(安心安全な生活)を確保する為に、医療提供の必要性和不採算となる経費の認識をする。						
各年度の収支計画		別紙1のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	70.8%	18年度	65.0%	19年度	71.1%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	病床利用率は、慢性期入院患者の対象があるにも関わらず、医師及び看護師の確保等が困難な状況から、現在の利用率を大きく改善できない。 また、当施設は昭和42年の建設、老朽化、医療機器の耐用年数(買替時期)及び合併による地域間格差の解消等、新たな施設の建設計画を検討する必要があるが、町の財政事情や医師確保の困難から(病院・診療所・介護連携等)地域間連携を実施し、長期的な計画が必要と考える。 このような状況から、病床数の再編成を検討しなければ、現在の経営健全化は難しい状況である。					

団体名 (病院名)	町立南伊勢病院
--------------	---------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	当病院が所在する三重県南勢志摩医療圏内には、公立病院が7病院所在。松阪市民病院(松阪市)、大台町国民健康保険病院(多気郡大台町)、市立伊勢総合病院(伊勢市)、国民健康保険玉城病院(度会郡玉城町)、町立南伊勢病院(度会郡南伊勢町)、国民健康保険志摩市民病院(志摩市)、三重県立志摩病院(志摩市)	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	三重県の病院事業の在り方検討会の答申書(平成20年9月9日)の中で県立志摩病院の運営形態の在り方については、へき地等の地域医療を支援することを前提に、県が指定管理制度を導入することが適当です。 なお、安定的、継続的に医師を確保していくためには、三重大学等の関係機関との協力が不可欠であり、県はこれらの関係機関と連携していく必要がある、とされている。	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 概ね、22年4月目標	<内容> 具体的な計画は、町関連課が協議を行う必要がある。 * 病床数及び経営規模 * ネットワーク化(連携) * 一次救急部門の対応 * 診療所部門の適正化  当町における自治体病院が果たすべく役割は、地理的(位置的)な状況からも、医療・保健・介護等の一元化による町全体の形態や連携を(他病・施設)検討すべきと考える。
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	<input type="checkbox"/> 民間譲渡 <input checked="" type="checkbox"/> 診療所化 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行	
点検・評価・公表等	点検・評価の時期(毎年 月 頃等)	<時期> 21年度以降 規模:22年 形態:25年	
点検・評価・公表等	点検・評価の時期(毎年 月 頃等)	<内容> 22年度許可病床数減少を検討。 町内病院介護関係との連携及び業務協定等の協議が必要である。  当町における自治体病院が果たすべく役割は、地理的(位置的)な状況からも、医療・保健・介護等の一元化による町全体の形態や連携を(他病・施設)検討していく。	
点検・評価・公表等	点検・評価の時期(毎年 月 頃等)	総務課、行政経営課、福祉課、教育民生統括、病院等関係部署による点検・評価を行なう。 点検:7月~8月 評価:9月 公表:11月~12月(決算認定以後)	
点検・評価・公表等	点検・評価の時期(毎年 月 頃等)	11月中旬~12月上旬 毎年決算が確定し(議会承認)翌年の予算編成に反映できる時期	
その他特記事項			

(別紙)

団体名  
(病院名)

町立南伊勢病院

## 1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 医 業 収 益 a	678	737	731	785	780	780
	(1) 料 金 収 入	565	611	615	662	660	660
	(2) そ の 他	113	126	116	123	120	120
	うち他会計負担金	56	70	68	70	70	70
	2. 医 業 外 収 益	9	86	139	102	101	101
	(1) 他会計負担金・補助金	3	81	134	96	95	95
	(2) 国 ( 県 ) 補 助 金	1					
	(3) そ の 他	5	5	5	6	6	6
	経 常 収 益 (A)	687	823	870	887	881	881
	支 出	1. 医 業 費 用 b	869	900	882	888	872
(1) 職 員 給 与 費 c		563	551	607	608	600	590
(2) 材 料 費		68	81	83	78	79	79
(3) 経 費		183	218	141	154	146	146
(4) 減 価 償 却 費		54	48	49	46	45	45
(5) そ の 他		1	2	2	2	2	2
2. 医 業 外 費 用		13	17	18	19	19	19
(1) 支 払 利 息		5	5	5	6	6	6
(2) そ の 他		8	12	13	13	13	13
経 常 費 用 (B)		882	917	900	907	891	881
経 常 損 益 (A) - (B) (C)		195	94	30	20	10	0
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)						
	2. 特 別 損 失 (E)						
	特 別 損 益 (D) - (E) (F)	0	0	0	0	0	0
純 損 益 (C) + (F)		195	94	30	20	10	0
累 積 欠 損 金 (G)		803	897	927	947	957	957
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	86	78	80	80	80	80
	流 動 負 債 (イ)	9	58	10	10	10	10
	うち一時借入金						
	翌年度繰越財源(ウ)						
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (エ)						
差引 不 良 債 務 (オ)	77	20	70	70	70	70	
{(イ)-(エ)} - {(ア)-(ウ)}							
単 年 度 資 金 不 足 額 ( )		159	57	50	0	0	0
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$		77.9	89.7	96.7	97.8	98.9	100.0
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{(イ)} \times 100$		-	-	-	-	-	-
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$		78.0	81.9	82.9	88.4	89.4	90.5
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$		83.0	74.8	83.0	77.5	76.9	75.6
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)		77	20	70	70	70	70
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$		-	-	-	-	-	-
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率		-	-	-	-	-	-
病 床 利 用 率		65	71.1	68.4	72.4	80	80

( )N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」- 「N - 1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること  
例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」- 「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	町立南伊勢病院
--------------	---------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 企業債	7	54	11	65	20	20
	2. 他会計出資金						
	3. 他会計負担金	20	19	25	14	15	15
	4. 他会計借入金						
	5. 他会計補助金						
	6. 国(県)補助金			4			
	7. その他						
	収入計 (a)	27	73	40	79	35	35
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)						
	前年度許可債で当年度借入分 (c)						
純計(a) - {(b) + (c)} (A)	27	73	40	79	35	35	
支 出	1. 建設改良費	10	55	15	68	20	20
	2. 企業債償還金	34	32	25	18	20	20
	3. 他会計長期借入金返還金					10	10
	4. その他						
	支出計 (B)	44	87	40	86	50	50
差引不足額 (B) - (A) (C)		17	14	0	7	15	15
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	17	14	0	7	15	14
	2. 利益剰余金処分量						1
	3. 繰越工事資金						
	4. その他						
計 (D)		17	14	0	7	15	15
補てん財源不足額 (C) - (D) (E)		0	0	0	0	0	0
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)							
実質財源不足額 (E) - (F)		0	0	0	0	0	0

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	59,588	151,226	(50,808) 202,034	165,650	165,000	165,000
資本的収支	20,412	18,774	(6,692) 25,466	14,350	15,000	15,000
合計	(0) 80,000	(0) 170,000	(57,500) 227,500	(0) 180,000	(0) 180,000	(0) 180,000

(注)

- ( )内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。